

「社会福祉士及び介護福祉士法」改正のポイント

平成 19 年 12 月 5 日に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成 19 年法律第 125 号) が公布されました。

主な改正のポイントをまとめましたので、資料としてお使いください。

*** この情報は平成 19 年 12 月 5 日現在のものです。**

改正のポイント

今回の改正の背景は次のとおりです。

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められていること。

今回の改正で変わる内容は、大きく次の 4 点です。

- | | | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 定義規定の見直し | 社会福祉士 | 介護福祉士 |
| 2. 義務規定の見直し | 社会福祉士 | 介護福祉士 |
| 3. 資格取得方法の変更 | 社会福祉士 | 介護福祉士 |
| 4. 任用・活用の促進 | 社会福祉士 | |

1. 定義規定の見直し

<社会福祉士>

【平成 19 年 12 月 5 日施行】

サービスの利用支援、成年後見、権利擁護など新しい相談援助の業務の拡大に伴って、従来の福祉サービスを介した相談援助のほか、他のサービス関係者との連絡・調整を行い、橋渡しを行うことが明示された。

赤字はポイント部分(以下同じ)

旧	新
専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者	専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整</u> その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者

新旧対照表は一部抜粋・要約・補足している部分があります(以下同じ)

<介護福祉士>

【平成 19 年 12 月 5 日施行】

認知症の介護など、従来の身体介護にとどまらない心理的・社会的支援の側面も重要視されており、こうした新たな介護サービスへの対応が求められていることをふまえ、定義規定が見直された。

旧	新
専門的知識・技術をもって、 <u>入浴、排せつ、食事その他の介護等</u> を行うことを業とする者	専門的知識・技術をもって、 <u>心身の状況に応じた介護等</u> を行うことを業とする者

2. 義務規定の見直し

<社会福祉士>

【平成 19 年 12 月 5 日施行】

「誠実義務」と「資質向上の責務」が加わり、他職種との「連携」の規定が見直された。「資質向上の責務」として、資格取得後の自己研さんが求められている。

	旧	新
誠実義務	(なし)	その担当する者が <u>個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、常に</u>

		その者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。
連携	<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない</u>	その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、 <u>地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>
資質向上の責務	(なし)	社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する <u>知識及び技能の向上</u> に努めなければならない。

<介護福祉士>

【平成 19 年 12 月 5 日施行】

「誠実義務」と「資質向上の責務」が加わり、他職種との「連携」の規定が見直された。「資質向上の責務」として、資格取得後の自己研さんが求められている。

	旧	新
誠実義務	(なし)	その担当する者が <u>個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう</u> 、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。
連携	<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない</u>	その担当する者に、 <u>認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて</u> 、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>
資質向上の責務	(なし)	社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、介護等に関する <u>知識及び技能の向上</u> に努めなければならない。

3 . 資格取得方法の見直し

< 社会福祉士 >

福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。

	現 行	改正後
福祉系 大学等 ルート	福祉系大学等で指定科目を履修した上で、国家試験を受験。	福祉系大学等で指定科目を履修（実習等に基準を設定）した上で、国家試験を受験。 【新カリキュラムに合わせて、平成 21 年 4 月 1 日施行】
養成施設 ルート	養成施設 1 年以上（1,050 時間）を履修した上で、国家試験を受験。	養成施設 1 年以上（1,200 時間程度）を履修した上で、国家試験を受験。 【平成 21 年 4 月施行】
行政職 ルート	児童福祉司等の行政職経験 5 年以上を経た上で、国家試験を受験。	児童福祉司等の行政職経験 4 年以上 に加え、 6 月以上の養成課程 を経た上で、国家試験を受験。 【新カリキュラムに合わせて、平成 21 年 4 月 1 日施行。経過措置あり】

改正後の養成時間数については、国の審議会等の検討段階のものであります（以下同じ）。

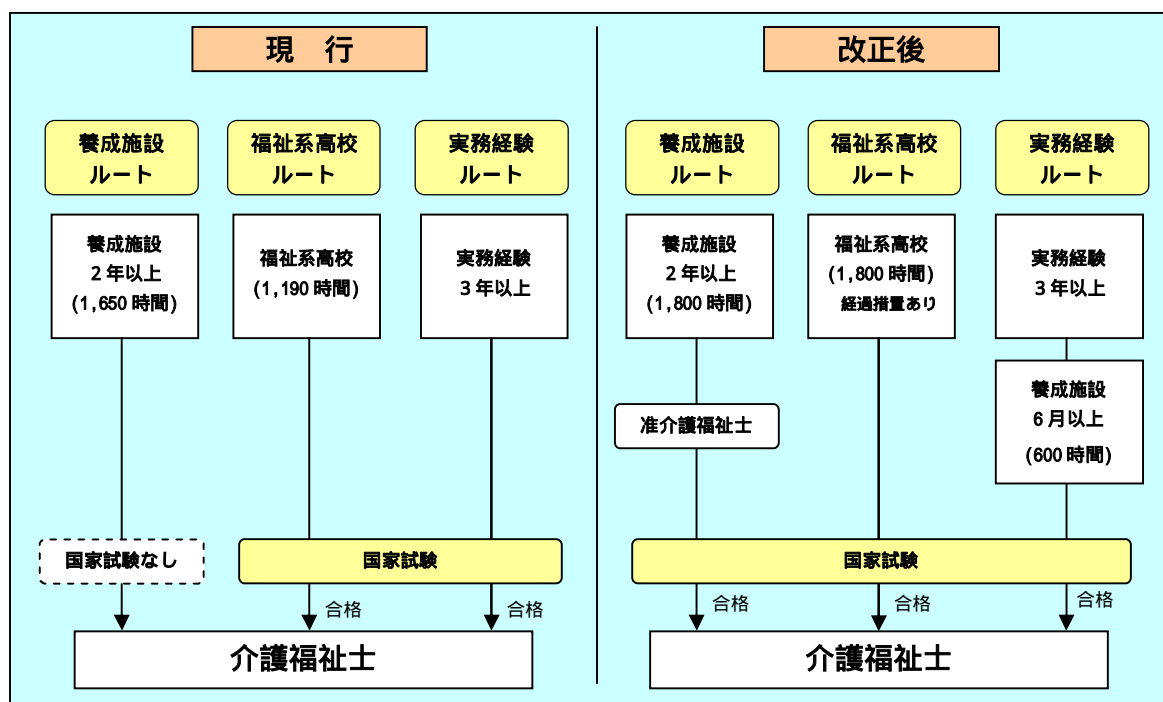
< 介護福祉士 >

介護福祉士の資質向上を図るため、すべての者が一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法が一元化された。

	現 行	改正後
養成施設 ルート	養成施設 2 年以上（1,650 時間）の養成課程を卒業すると、資格が取得できる（国家試験不要）。	養成施設 2 年以上（1,800 時間程度）を経た上で、 国家試験を受験 。卒業すると、 当分の間は准介護福祉士の名称を使用 できる。 【平成 24 年 4 月 1 日施行 平成 25 年 1 月の国家試験から】
福祉系 高校 ルート	福祉系高校の養成課程（1,190 時間）を経た上で、国家試験を受験。	福祉系高校の養成課程（1,800 時間程度）を経た上で、国家試験を受験。 【平成 21 年度入学者から。経過措置あ

		り】
実務経験 ルート	実務経験 3 年以上を経た上で、国家試験を受験。	実務経験 3 年以上かつ 養成施設 6 月以上（600 時間程度） を経た上で、国家試験を受験。 【平成 24 年 4 月 1 日施行 平成 25 年 1 月の国家試験から】

図 介護福祉士の資格取得方法の見直し（概要図）



4. 任用・活用の促進

< 社会福祉士 >

社会福祉士国家試験の受験資格として、社会福祉主事養成課程を修了後、2 年以上の実務経験を有し、6 月以上の養成課程を経た者に、新たに受験資格を付与することとなる。
【新カリキュラムに合わせて、平成 21 年 4 月施行】

社会福祉士の任用・活用の促進を図るため、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事の任用資格として、社会福祉士を位置づけることとなった。

【平成 19 年 12 月 5 日施行】

なお、児童福祉司は既に任用資格になっている。



< 参考URL >

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/07/s0705-6.html>

社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/s1212-4.html>